

各会派での検討事項について

【市歌斉唱】

項 目	提 案 内 容
<p style="text-align: center;">対象者の選考方法の変更</p> <p style="text-align: center;">参考</p> <p>① 現行の対象者の選考は、正副委員長に一任</p> <p>② これまでの実績では、1団体あたり8名～25名が演壇前で斉唱</p>	<p>① 平成31年6月定例会から、市歌斉唱の対象者（団体）は、会派（所属議員5人以上）から推薦のあった者とする。</p> <p>② 各会派は、対象者（推薦する者）を、2月（または3月）定例会招集日までに議長へ届け出ることとする。</p> <p>③ 斉唱する順番は、原則として大会派順とし、定例会ごとに対象者を議会運営委員会で確認する。</p> <p>④ 対象者が定例会招集日の日程等により、スケジュール等の都合が合わなかった場合は、他会派が推薦する者とスケジュール調整を行うなど、柔軟に対応する。</p> <p>⑤ 過去の対象者と同一の者を推薦することは妨げない。</p>